

第 2 期計画策定体制

1 策定委員会（関係部長等）

関係部長等から構成される委員会で、計画の原案について、文化芸術推進協議会（有識者等）へ協議等の依頼を行い、計画の策定を行います。

2 島田市文化芸術推進協議会（有識者等）

有識者等から構成される協議会で、策定委員会で検討された原案について、より専門的な視点から多角的に協議等を行います。

